

旭川市立高台小学校 P F I 整備事業
実施方針

平成 19 年 12 月

旭川市

はじめに

旭川市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、旭川市立高台小学校 P F I 整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、実施方針を定めたので、次のとおり公表する。

—目次—

| | |
|---|-----------|
| 1. 特定事業の選定に関する事項 | |
| (1) 事業内容に関する事項..... | 1 |
| (2) 特定事業の選定方法等に関する事項..... | 6 |
| 2. 事業者の募集及び選定に関する事項 | |
| (1) 事業者選定の方法..... | 7 |
| (2) 選定の手順及びスケジュール..... | 7 |
| (3) 応募手続等..... | 8 |
| (4) 応募者の備えるべき参加資格要件..... | 12 |
| (5) 審査及び選定に関する事項..... | 15 |
| (6) 審査結果の公表方法..... | 16 |
| (7) 提出書類の取扱い..... | 16 |
| 3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | |
| (1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担..... | 17 |
| (2) 提供されるサービス水準..... | 17 |
| (3) 選定事業者の責任の履行に関する事項..... | 17 |
| (4) 市による事業の実施状況の監視..... | 17 |
| 4. 立地並びに規模及び配置に関する事項..... | 19 |
| 5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項..... | 20 |
| 6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項..... | 20 |
| 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 | |
| (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項..... | 20 |
| (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項..... | 21 |
| (3) その他の支援に関する事項..... | 21 |
| 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項 | |
| (1) 議会の議決..... | 21 |
| (2) 情報提供..... | 21 |
| (3) 入札にかかる費用負担..... | 21 |

添付資料 リスク分担表(案)

様式 1 実施方針等に関する質問書

様式 2 実施方針等に関する意見書

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

旭川市立高台小学校P F I 整備事業

2) 事業に供される公共施設の種類

次の機能より構成される公共施設

- ・校舎
- ・屋内運動場
- ・屋外運動場
- ・上記に付帯する関連施設

3) 公共施設の管理者の名称

旭川市長 西川 将人

4) 事業目的・方針

老朽化の著しい旭川市立高台小学校について、次の点を基本に移転・整備を行う。

- ・ 個別学習，グループ学習，ティームティーチング，学年授業など多様な学習形態に対応するためのオープンスクール化
- ・ 自然エネルギーの活用，省資源，長寿命化など環境への負荷の低減を図るためのエコスクール化
- ・ 情報ネットワークシステムの構築やコンピュータ・リテラシーの充実を図るなどのインテリジェントスクール化
- ・ 地域コミュニティ活動や児童と地域の交流の場としての地域に開かれた学校づくり
- ・ セキュリティや災害時の避難場所としての機能を確保するなどの安心，安全な学校づくり

また，民間事業者の資金や経営能力の活用，一括性能発注を特徴とするP F I 方式を導入することにより，良質な公共サービスの提供，財政負担の平準化，事業費の抑制などを図るものである。

5) 事業の範囲

本事業は、P F I 法に基づき、特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が校舎、屋内運動場、屋外運動場及びこれらに付帯する関連施設（以下「学校施設」という。）の設計・建設業務を行い、竣工後学校施設を市へ引き渡し、所有権を移転の上、学校施設の維持管理業務を遂行することを事業の範囲とする。

本事業の範囲は、次のとおりとするが、具体的な業務の範囲及び内容については、「旭川市立高台小学校 P F I 整備事業要求水準書案」で提示する。

ア 設計・建設業務

- ① 設計業務
- ② 建設業務（敷地造成工事及び屋外運動場等整備工事を含む。）
- ③ 工事監理業務
- ④ 什器・備品設置業務
- ⑤ 市への引渡し及び所有権移転業務
- ⑥ 近隣対応・対策
- ⑦ 電波障害調査
- ⑧ 学校施設整備に伴う各種申請等の業務（開発許可の取得を含む。）
- ⑨ その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 維持管理業務

- ① 施設設備等保守管理業務
- ② 外構等保守管理業務
- ③ 環境衛生管理業務（一部清掃業務を含む。）
- ④ 警備業務
- ⑤ 小規模修繕業務
- ⑥ その他これらを実施する上で必要な関連業務

※ 大規模修繕業務は、選定事業者の業務対象外とする。

※ 光熱水費及び燃料費は、市が別途負担する。

ウ 旧学校施設解体撤去業務

- ① 旧学校施設解体のための設計業務
- ② 解体撤去業務
- ③ 工事監理業務
- ④ 廃棄物処理業務

6) 選定事業者の収入

選定事業者が学校施設の設計・建設・維持管理業務を行うことの対価として、市は維持管理期間中にわたり契約条項に定めるサービス料を支払う。ただし、サービス料の支払い方法については、入札公告時に提示することとする。

なお、施設建設に係る国庫補助金が市に交付される場合は、市は、総建設費のうち国庫補助の対象となる施設に係る建設費（国庫補助対象事業費）について、所有権移転後、選定事業者に一括して支払うものとする。

7) 事業方式

選定事業者が学校施設の設計・建設業務を行い、竣工後学校施設を市へ引き渡し、所有権を移転の上、学校施設の維持管理業務を遂行する方式（B T O（Build, Transfer and Operate）方式）を想定している。

8) 事業期間

事業期間は、契約締結日から平成 37 年 3 月末日までとする。

9) 事業スケジュール

ア 事業期間

- | | |
|-------------------------|---|
| ① 設計・建設期間 | 平成 21 年(2009 年) 1 月 ～ 平成 22 年(2010 年) 7 月末日 |
| ② 校舎・屋内運動場の引渡し及び所有権移転期限 | 平成 22 年(2010 年) 7 月末日 |
| ③ 校舎・屋内運動場及び屋外運動場の供用開始 | 平成 22 年(2010 年) 8 月 (予定) |
| ④ 維持管理期間 | 平成 22 年(2010 年) 8 月 ～ 平成 37 年(2025 年) 3 月末日 |
| ⑤ 旧学校施設解体撤去期間 | 平成 22 年(2010 年) 9 月 ～ 11 月 |

イ 契約の締結

- | | |
|-------|--------------------------|
| ① 仮契約 | 平成 20 年(2008 年)11 月 (予定) |
| ② 本契約 | 平成 20 年(2008 年)12 月 (予定) |

10) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するに当たり、選定事業者はPFI法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）のほか、次に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則を含む。）等及び条例等を遵守するとともに、各種基準・指針等については適宜参考にすること。

①法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- ・ 駐車場法
- ・ 電気事業法
- ・ 学校教育法
- ・ 学校保健法
- ・ 小学校設置基準
- ・ 学校図書館法
- ・ 文化財保護法
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- ・ 学校施設の確保に関する政令
- ・ 小学校施設整備指針
- ・ 学校環境衛生の基準
- ・ 学校体育施設開放事業の推進について（文部科学省通知）
- ・ 地方自治法
- ・ 労働安全衛生法

- ・労働基準法
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・警備業法
- ・その他関連法令等

②条例等

- ・北海道建築基準法施行条例
- ・北海道美しい景観のくにづくり条例
- ・北海道環境基本条例
- ・北海道福祉のまちづくり条例
- ・北海道文化財保護条例
- ・旭川市建築基準法施行条例
- ・旭川市小中学校設置条例
- ・旭川市景観条例
- ・旭川市環境基本条例
- ・旭川市文化財保護条例
- ・旭川市水道事業給水条例
- ・旭川市下水道条例
- ・旭川市個人情報保護条例
- ・旭川市情報公開条例
- ・旭川市火災予防条例
- ・その他関連条例等

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 選定方法

本事業について、各業務の質が担保され、かつ市民サービスの向上が図られることを前提とした上で、従来型の方式により実施した場合に比べて、P F I (Private Finance Initiative) の方式により実施することで、財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

2) 選定基準

次の基準により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ 選定事業者に移転されるリスクの検討
- ウ P F I 事業として実施することの定性的評価
- エ 上記ア～ウを見込んだV F M (Value for Money) の検討による総合的評価

3) 選定結果の公表

前項の規定に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、V F M評価を明らかにした上で、市ホームページ等で公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、サービス対価の額をはじめ、設計能力、建設能力、工事監理能力、維持管理能力及び資金調達能力を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札を採用することとする。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、次のとおりである。

| 日 程 (予定) | 内 容 |
|------------------|--------------------------|
| 平成19年(2007年) 12月 | ① 実施方針の公表及び質問・意見の受付 |
| 平成20年(2008年) 1月 | ② 実施方針に関する質問回答の公表 |
| | ③ 要求水準書案の公表及び質問・意見の受付 |
| 2月 | ④ 要求水準書案に関する質問回答の公表 |
| | ⑤ 特定事業の選定及び公表 |
| 4月 | ⑥ 入札公告 |
| | ⑦ 入札説明書等に関する質問の受付 |
| | ⑧ 入札説明書等に関する質問回答の公表 |
| 7月 | ⑨ 参加表明、資格審査申請及び第一次提案書の受付 |
| 8月 | ⑩ 資格審査及び第一次審査結果の通知 |
| 9月 | ⑪ 第二次提案書の受付 |
| 10月 | ⑫ 落札者の選定 |
| 11月 | ⑬ 仮契約締結 |
| 12月 | ⑭ 選定事業者との本契約締結 |

(3) 応募手続等

1) 実施方針の公表及び質問・意見の受付 (①)

実施方針は、閲覧に供し、質問及び意見を受け付ける。

<実施方針の閲覧>

- 閲覧期間 平成 19 年 12 月 21 日 (金) ~12 月 27 日 (木)
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。)
- 閲覧時間 9 時~12 時及び 13 時~17 時
- 閲覧場所 旭川市教育委員会学校教育部総務課施設係
旭川市 6 条通 8 丁目 ジブラルタ生命旭川ビル 6 階

なお、市ホームページでも閲覧できる。

URL http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/gakyou_soumu/pfi/top.htm

<実施方針に関する質問及び意見の提出>

- 受付期間 平成 19 年 12 月 21 日 (金) ~12 月 27 日 (木)
- 提出方法 質問書 (様式 1) 又は意見書 (様式 2) に記入の上、電子媒体 (電子メールでのファイル添付、CD 等の送付 (印刷物も送付)) にて提出のこと。

(※ファイル形式は Microsoft Excel のこと)

宛先 : 〒070-0036 旭川市 6 条通 8 丁目 ジブラルタ生命旭川ビル 6 階
旭川市教育委員会学校教育部総務課施設係
電子メールアドレス gakyou_soumu@city.asahikawa.hokkaido.jp

- 意見の公表 提出のあった意見は、原則として公開・公表しない。
- 意見に係るヒアリング 事業者等から提出のあった意見のうち、市が必要と判断した意見については直接ヒアリングを行うこともある。

2) 実施方針に関する質問回答の公表 (②)

実施方針に関する質問回答は、閲覧に供する。

<実施方針に関する質問回答の閲覧>

- 閲覧期間 平成 20 年 1 月 16 日 (水) ~ 1 月 22 日 (火)
(ただし、土曜日及び日曜日は除く。)
- 閲覧時間 9 時~12 時及び 13 時~17 時
- 閲覧場所 旭川市教育委員会学校教育部総務課施設係
旭川市 6 条通 8 丁目 ジブラルタ生命旭川ビル 6 階

なお、市ホームページでも閲覧できる。

URL http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/gakyou_soumu/pfi/top.htm

3) 要求水準書案の公表及び質問・意見の受付 (③)

要求水準書案は、閲覧に供し、質問及び意見を受け付ける。

<要求水準書案の閲覧>

- 閲覧期間 平成 20 年 1 月 25 日 (金) ~ 1 月 31 日 (木)
(ただし、土曜日及び日曜日は除く。)
- 閲覧時間 9 時~12 時及び 13 時~17 時
- 閲覧場所 旭川市教育委員会学校教育部総務課施設係
旭川市 6 条通 8 丁目 ジブラルタ生命旭川ビル 6 階

なお、市ホームページでも閲覧できる。

URL http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/gakyou_soumu/pfi/top.htm

＜要求水準書案に関する質問及び意見の提出＞

- 受付期間 平成 20 年 1 月 25 日（金）～ 2 月 4 日（月）
- 提出方法 質問書（様式 1）又は意見書（様式 2）に記入の上、電子媒体（電子メールでのファイル添付、CD 等の送付（印刷物も送付））にて提出のこと。

（※ファイル形式は Microsoft Excel のこと）

宛先：〒070-0036 旭川市 6 条通 8 丁目 ジブラルタ生命旭川ビル 6 階
旭川市教育委員会学校教育部総務課施設係
電子メールアドレス gakyou_soumu@city.asahikawa.hokkaido.jp

- 意見の公表 提出のあった意見は、原則として公開・公表しない。
- 意見に係る ヒアリング 事業者等から提出のあった意見のうち、市が必要と判断した意見については直接ヒアリングを行うこともある。

4) 要求水準書案に関する質問回答の公表 (④)

要求水準書案に関する質問回答は、閲覧に供する。

＜要求水準書案に関する質問回答の閲覧＞

- 閲覧期間 平成 20 年 2 月 15 日（金）～ 2 月 21 日（木）
(ただし、土曜日及び日曜日は除く。)
- 閲覧時間 9 時～12 時及び 13 時～17 時
- 閲覧場所 旭川市教育委員会学校教育部総務課施設係

旭川市 6 条通 8 丁目 ジブラルタ生命旭川ビル 6 階

なお、市ホームページでも閲覧できる。

URL http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/gakyou_soumu/pfi/top.htm

5) 特定事業の選定及び公表 (⑤)

本事業が P F I 事業として実施すべき事業か否かを評価し、P F I 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を市ホームページ等で公表する。

6) 入札公告 (⑥)

実施方針及び要求水準書案に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等(入札説明書, 要求水準書, 事業者選定基準, 様式集, 契約書(案)等)のほか, 必要に応じてこれに関連する資料を市ホームページ等で公表する。

7) 入札説明書等に関する質問の受付 (⑦), 入札説明書等に関する質問回答の公表 (⑧)

入札説明書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程は, 入札説明書で提示する。

8) 参加表明, 資格審査申請及び第一次提案書の受付 (⑨), 資格審査及び第一次審査結果の通知 (⑩)

応募者に参加表明書, 資格審査に必要な書類及び第一次提案書の提出を求める。資格審査の結果は, 応募者に通知する。

なお, 参加表明書の提出方法・時期, 資格審査に必要な書類の詳細等については, 入札説明書で提示する。

9) 第二次提案書の受付 (⑪)

第一次審査通過者に対し, 入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した第二次提案書の提出を求める。第二次提案書の審査に当たって, 市が必要であると判断した場合は, 応募者に対して個別にヒアリングを行うこともある。

なお, 第二次提案書の提出方法・時期, 提案に必要な書類の詳細等については, 入札説明書で提示する。

10) 落札者の選定 (⑫)

第二次提案書の審査により落札者を選定し, 選定の結果は, 応募者に通知する。審査結果は, P F I 法に基づき市ホームページ等で公表する。

11) 仮契約締結 (⑬), 選定事業者との本契約締結 (⑭)

仮契約は落札者が設立する特別目的会社 (S P C) と締結する。仮契約を締結した時点で, 正式に当該 S P C を選定事業者と決定する。

選定事業者との本契約は議会の議決を経た後, 締結する。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- ① 応募者は、設計、建設及び維持管理業務を実施することなどを予定する単独の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ② 応募グループの場合は、代表する構成員として「代表企業」を定め、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。
- ③ 応募グループの各企業について、代表企業以外で、特別目的会社（SPC）へ出資する者を「構成企業」とする。
- ④ 応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業以外の者で、本事業を実施するSPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。
- ⑤ 応募者は、落札者に選定された場合、契約締結時までに本事業を実施するSPCを設立するものとし、応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業は、SPCへの出資を行い、またSPCから直接業務を受託し、又は請け負うものとする。
- ⑥ 本事業の建設業務を担う主たる者は、応募企業又は応募グループの代表企業若しくは構成企業とする。
- ⑦ 本事業における同じ業務を複数の企業等により行うことができる。
- ⑧ 応募者の構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りではない。
- ⑨ 応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業は、他の応募者の代表企業、構成企業及び協力企業にはなれない。
- ⑩ 設計業務、建設業務、維持管理業務は、それぞれ一企業が実施することも、複数の企業が共同で実施することも可能とするが、建設業務を担う者と工事監理業務を担う者が兼務すること、又は、相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が建設業務と工事監理業務を兼務することは認めない。

2) 応募者の参加資格要件

応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業は、各業務における市の入札参加資格を有し、本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。

また、応募企業又は応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業は、次の事項を満たすことを条件とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- ② 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、申立てがなされている者であっても、会社更生法にあつては更生手続開始、民事再生法にあつては再生手続開始が決定され、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。
- ④ 本事業のアドバイザー業務を受託している財団法人日本経済研究所、当該財団と当該業務について提携関係にある株式会社久米設計及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所でないこと並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- ⑤ 最近 1 年間に於いて法人税、事業税、市町村税（特別区にあつては都税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥ 旭川市立高台小学校 P F I 整備事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員の所属する企業でないこと及びその企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

さらに、応募企業又は応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業のうち建設業務を行う企業、設計業務を行う企業、工事監理業務を行う企業及び維持管理業務を行う企業は、次の資格要件を満たしていなければならない。

① 建設業務を行う企業

- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - ・ 市における建築一式工事の入札参加資格を有していること。
 - ・ 経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。）による建築一式工事に係る客観点数が 870 点以上を有する者であること。
 - ・ 平成 10 年 8 月 1 日から本事業の競争入札参加資格審査申請締切日までの間に完成した工事で、R C 造延床面積 3,000 m²以上の公共施設の建設の実績を有していること。
- なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

② 設計業務を行う企業

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 市における建築設計の入札参加資格を有していること。
- ・ 平成 10 年 8 月 1 日から本事業の競争入札参加資格審査申請締切日までの間に完成した工事で、RC 造延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設の設計の実績を有していること。
なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

③ 工事監理業務を行う企業

- ・ 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 市における建築設計の入札参加資格を有していること。
- ・ 平成 10 年 8 月 1 日から本事業の競争入札参加資格審査申請締切日までの間に完成した工事で、RC 造延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設の工事監理の実績を有していること。
なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たすこと。

④ 維持管理業務を行う企業

- ・ 該当する業務について、市の入札参加資格を有していること。

※ なお、入札参加資格申請については、旭川市総務部契約課に問い合わせること。

(5) 審査及び選定に関する事項

1) 審査に関する基本的な考え方

- ① 審査は、次の6名の学識経験者等で構成される審査委員会で行うこととし、その会議は非公開とする。

| | 氏名 | 所属・役職 |
|------|-------|--------------------------------|
| 委員長 | 石井 吉春 | 北海道大学公共政策大学院教授 |
| 副委員長 | 齋藤 一朗 | 小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻准教授 |
| 委員 | 大野 仰一 | 北海道東海大学芸術工学部くらしデザイン学科教授 |
| 委員 | 笠井 稔雄 | 北海道教育大学旭川校教授 |
| 委員 | 福島 明 | 北海道立北方建築総合研究所居住科学部長 |
| 委員 | 村上 拓 | 旭川市中央公民館専門指導員 |

注1 委員長及び副委員長以外は五十音順

注2 応募者やそれと同一と判断される団体等が、実施方針公表後から本事業の落札者決定公表までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出することなどによって自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。これらの禁止事項に抵触したと市及び審査委員会が判断した場合には、当該応募者は本事業への入札参加資格を失う場合がある。

- ② 審査委員会で定める事業者選定基準は入札説明書と併せて公表する。
- ③ 審査委員会において、整備計画、維持管理計画及び資金計画の各面から総合的に提案書の審査を行い、落札者を選定する。
- ④ 審査委員会において、落札者を選定するまでの間に、応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

2) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行うこととする。

① 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

② 提案審査

入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づき、入札価格並びに整備計画、維持管理計画及び資金計画を総合的に審査する。

3) 落札者の選定

市は、審査委員会における選定結果をもとに、落札者を決定する。ただし、落札者について、応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業に本契約締結前に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、その者を失格とすることがある。

(6) 審査結果の公表方法

審査の結果は、速やかに市ホームページ等で公表する。

URL http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/gakyou_soumu/pfi/top.htm

(7) 提出書類の取扱い

1) 著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において、公表及びその他市が必要と認める時には、市は落札者の提案書に関して、全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、本提案書は返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料リスク分担表(案)によることとし、必要な事項については入札説明書の公表時において明らかにする。

(2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書案で提示する。

(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、入札説明書と併せて公表する契約書(案)に基づき作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

(4) 市による事業の実施状況の監視

1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

2) モニタリングの時期

①基本設計・実施設計時

市は、選定事業者によって行われた設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

②工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

③施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。

④施設供用開始後（維持管理段階）

市は、維持管理段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書で提示する。

4) モニタリングにかかる費用負担

モニタリングにかかる費用は、市の負担とする。

5) モニタリングの結果等

モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が維持されていない場合は、支払いの延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

4. 立地並びに規模及び配置に関する事項

| | |
|------|---|
| 所在地等 | 北海道旭川市春光台4条4丁目さくら公園隣接地 |
| 敷地概要 | 敷地面積：約19,500㎡（廃道する予定道路面積を含む。） 延床面積：9,195㎡以内（国庫補助対象面積の上限） 用途地域：第1種中高層住居専用地域 建ぺい率：60% 容積率：200% |
| 施設概要 | 1. 校舎 7,937㎡以内（国庫補助対象面積の上限） 校舎部分 7,167㎡以内（国庫補助対象面積の上限） 普通教室 21室（うち特別支援学級3室） 特別教室 9室（図書、図工、家庭、理科、音楽、コンピュータ、生活、教育相談、特別活動） 多目的教室 1～2室 管理諸室（校長室、職員室、用務員室ほか） その他 770㎡程度 給食室 300㎡程度 食堂 150㎡程度 留守家庭児童会 120㎡程度 地域連携施設 200㎡程度 2. 屋内運動場 1,258㎡以内 3. 屋外運動場 10,000㎡程度 |
| 周辺状況 | 南西側：市道春光台通線（幅員18m）を挟んで医療機関に隣接 北西側：幅員8m道路（市道）を挟んで戸建住宅に隣接 南東側：幅員8m道路（市道）を挟んで公園及び集合住宅に隣接 北東側：市道春光台4条4・5丁目間4号線（幅員18m）を挟んで集合住宅に隣接 |

※ その他の立地条件は、要求水準書案を参照すること。

5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

① 選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

市は、契約書の定めに従い選定事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

なお、その他の対応方法については、契約書にて規定する。

② その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約書中に定めるその事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

③ 融資機関（融資団）と市との協議

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、選定事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と市で協議を行う。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

（1）法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

① P F I 法第 16 条に基づき施設・設備の整備に対する国庫及び道の補助金の支給が実施される場合には、これを選定事業者が負担する施設・設備整備費用の一部に充当する。また、市及び選定事業者は共に当該補助金を受けることができるよう努め、実施が決定した場合には協力・連帯して申請手続・報告等を行う。

② 選定事業者に対して市としては補助金・出資の支援は行わない。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

① 本事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力を行う。

② その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議を行う。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を旭川市議会平成 20 年(2008 年)第 1 回定例会に提出予定。

P F I 契約に関する議案を旭川市議会平成 20 年(2008 年)第 4 回定例会に提出予定。

(2) 情報提供

情報提供は、適宜、市ホームページ等で行う。

(3) 入札にかかる費用負担

応募者の入札にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

問い合わせ先：

旭川市教育委員会学校教育部総務課施設係

住 所：〒070-0036

旭川市 6 条通 8 丁目

ジブラルタ生命旭川ビル 6 階

電 話：(0166)25-7549

F A X：(0166)24-7011

電子メール：gakyou_soumu@city.asahikawa.hokkaido.jp